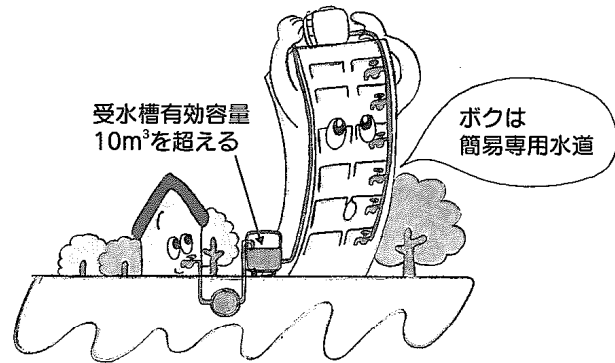


## 簡易専用水道

(貯水槽水道で一定規模を超えるもの)

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものについては、水道法により「簡易専用水道」という規制を受け、管理が義務付けられているほか、管理の状況について、1年以内に1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関により検査を受けなければなりません。

また、検査の結果、特に衛生上問題がある場合には、検査機関から保健所に報告するように助言がありますので、保健所に報告してください。



## こんなときは保健所へ

- ① 水質汚染事故が発生した場合
- ② 蛇口の水の色、濁り、臭い、味その他の異常が発生した場合
- ③ 検査機関から、保健所に報告するように助言を受けた場合

その他、貯水槽水道の管理については、施設の所在地を管轄する保健所へご相談ください。



一宮保健所	0586-72-0321	知多保健所	0562-32-6211
稲沢支所	0587-21-2251	衣浦東部保健所	0566-21-4778
瀬戸保健所	0561-82-2196	安城支所	0566-75-7441
豊明支所	0562-92-9133	加茂支所	0565-31-1630
春日井保健所	0568-31-2188	西尾保健所	0563-56-5241
小牧支所	0568-77-3241	新城保健所	0536-22-2203
江南保健所	0587-56-2157	設楽支所	0536-62-0571
師勝保健所	0568-23-5811	豊川保健所	0533-86-3188
津島保健所	0567-26-4137	蒲郡支所	0533-69-3156
半田保健所	0569-21-3341	田原支所	0531-22-1238
美浜支所	0569-82-0078		

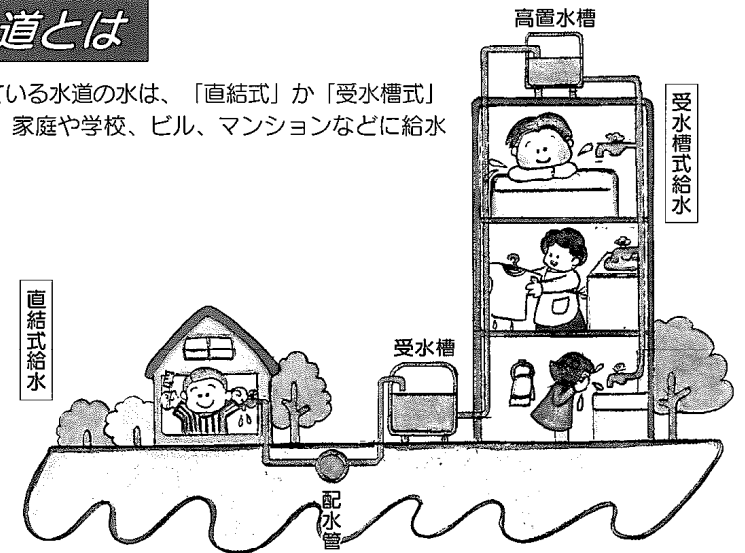
## ビル・マンションの 飲み水は大丈夫ですか！

「水道法」の改正により、簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として、「貯水槽水道」が新たに定義されました。

ビル・マンションなどの飲み水を安全で衛生的に飲むために、設置者が、受水槽、高置水槽などを適切に管理する必要があります。

## 貯水槽水道とは

私たちが利用している水道の水は、「直結式」か「受水槽式」のいずれかにより、家庭や学校、ビル、マンションなどに給水されています。



### 1 直結式給水

水道の水が、配水管から蛇口までパイプが切れ目なくつながって給水している方式を「直結式給水」といいます。2階までの建物では通常、この方式が用いられています。

### 2 受水槽式給水(貯水槽水道)

3階以上の建物などで水圧が不足するところや、一時に大量の水を使用するところでは、水道の水を一度受水槽に受け、ポンプで高置水槽に送って、給水している場合があります。このような方式を「受水槽式給水」(貯水槽水道)といいます。